

「ひとつのヨーロッパ」と  
ボーダー・リージョンの新たな役割

The New Role of Border Regions  
in Shaping ‘One Europe’

蓮見 雄  
Yuh Hasumi

**要旨**

(1) EU 統合の深化・拡大とともに EU の地域・空間政策の展開と欧洲近隣諸国政策との連携は、分断のない「ひとつのヨーロッパ」を切り開く可能性をもつ。(2)その中で、3 – (congestions, criminality, closure) によって発展を阻まれてきたボーダー・リージョンは、3 + (creativity, competence, connectivity) によって、国境を越える地域連携を活用した新しい内発的開発のチャンスを得る。(3)これは、EU をコーディネーターとする「地域のヨーロッパ」的統合モデルの形成の可能性を高める。(4)しかし、これを実現するには、EU レベルばかりでなく、EU 内外の国家や地域レベルの様々な認識主体や行為主体がともに、「中心・周辺」的な 2 極対立的思考を脱却し、「ネットワーク」的思考に転換することが必要である。

**キーワード**

地域政策 EU 内発的開発 欧州近隣諸国 ヨーロ・リ  
ージョン ネットワーク

# 「ひとつのヨーロッパ」と ボーダー・リージョンの新たな役割

蓮見 雄

## 目次

1. 問題の所存 一ひとつのヨーロッパ?
2. スケール再考 一EUをコーディネーターとする「地域のヨーロッパ」
  - (1) EU統合の深化と地域政策の新たな役割
  - (2) 「中心・周辺」から「ネットワーク」の文脈へ
  - (3) メゾ・リージョン構想
    - ESDPとINTERREGによる支援政策の域内地域・空間政策への接合
  - (4) 拡大の2つの側面とボーダー・リージョンの新たな役割
3. 欧州近隣諸国政策のボーダー・リージョンへの影響
  - (1) 欧州近隣諸国政策の2つの次元と欧洲近隣・パートナーシップ
  - (2) 「自発的ヨーロッパ化」の促進と欧洲審議会の新たな役割
4. EUとロシアのあいだ 一貿易とエネルギーを巡る対立と協調
5. 展望

「地理的スケールは、矛盾した社会的諸力間の空間的解決、特に競争と協調の相反する諸力のあいだの解決として最もよく概念化されている」。『国民国家の境界線は、……競争と協調とのあいだの妥協の地理的な区分となった』。『地理的スケールの再構築は……『新しいヨーロッパ』の政治的、経済的、社会的再定義の中心であり続いている』。(Smith, 1995, pp. 60-61)

## 1. 問題の所存 —ひとつのヨーロッパ？

2004年5月、第5次拡大によってEUは、25カ国体制となった。2007年には、ブルガリア、ルーマニアの加盟が予定され、状況次第ではクロアチアの加盟もあり得る。クロアチア以外の西バルカン諸国との南東欧安定協定も将来の加盟を想定しており、2005年秋にはトルコとも加盟交渉が開始されようとしている。近い将来、EUは30カ国を越える体制となる。このようなEU拡大の実現とさらなる拡大は、いわば「新しいヨーロッパ」の形成過程でもある。

第5次拡大は、旧共産圏に属していた中東欧諸国を主たる新規加盟の対象とすることから東方拡大と呼ばれる。だが、これをもって冷戦の残滓が消滅し「新しいヨーロッパ」が出現したと考えるのは短絡である。東方拡大を決定した2002年のコペンハーゲン欧洲理事会において「ひとつのヨーロッパ」が謳われたにもかかわらず、「新しいヨーロッパ」は未だ「ひとつのヨーロッパ」ではない。たとえば、『新しいヨーロッパの形成 (Shaping the New Europe)』と題する Landesmann, Rosati(2004, p. 1) は、冒頭において次のような課題を指摘している。

- ① 残存している貿易や資源の移動の障壁が、新旧EU加盟国経済にどのような影響をもたらすのか。
- ② EUの労働市場その他のセンシティヴな部門における経済自由化と競争強化の潜在的な否定的効果にどのように対処すべきか。
- ③ 新加盟国は、アキ・コミュノテールを効果的に実施することができるか。
- ④ 新加盟国は、配分される構造基金を吸収する準備ができているか。
- ⑤ 経済発展水準が低く大きな格差を抱えた地域や国々を含む拡大EUにおいて、有効な経済的ガバナンスを確保するために何をなすべきか。
- ⑥ 新加盟国は、いつ経済通貨同盟(EMU)に参加すべきか。
- ⑦ 拡大は、加盟候補国でない国々にどのような影響をもたらすか。
- ⑧ ヨーロッパにおける新しい分断の危険はあるか。

言うまでもなく、本稿では、こうした拡大EUが提起する新たな課題すべて

に応えることができるわけではない。本稿の課題は、EUの第5次拡大および拡大と同時に打ち出された欧洲近隣諸国政策<sup>1)</sup>を念頭におきながら、地域、とくにボーダー・リージョンの役割の変化に着目し、上述の⑦⑧について考察することである。

拡大EU正式発足の直後に、当面加盟の展望のない近隣諸国を対象とする欧洲近隣諸国政策戦略文書が公表されたことは、今後も長期にわたってEU外に留まるヨーロッパ諸国が存在し続けることを想定し、これまで最も有効な外交手段であった拡大（＝加盟の約束）に代わる新たな戦略が必要になったことを示唆している。この意味で、EUはポスト拡大期に入ったといえよう。

ポスト拡大期のEUは、如何にしてEU加盟諸国とEU外部に留まる近隣諸国が安定と繁栄を共有し分断のない「ひとつのヨーロッパ」を構築しうるかという歴史的課題に直面している。拡大EUは、内部の地域格差と外部の近隣諸国との経済格差という2つの分断の要素を孕んでいるからである。EU拡大後の欧洲秩序形成の過程で、この2つの格差にもとづいた分断の可能性を克服する展望が示されなければ、「ひとつのヨーロッパ」について語ることはできない。異なったシステム間の対立としての冷戦は終焉したとしても、政治・経済的発展段階の格差を背景とした分断の可能性は依然として残存し続けているからである。

冷戦の終焉、いいかえれば「ひとつのヨーロッパ」への胎動は、1980年代半ば以降に生じている。1985年は、次のような3つの出来事が生じた歴史的転換点であった（蓮見、1999a, p. 14）。

- ① プラザ合意による先進諸国間協調に基づく国際通貨体制への転換、その後のエマージングマーケットへの資本流入を含むグローバルな金融統合の進展。
- ② ソ連におけるゴルバチョフ政権の成立、その後の東欧革命と社会主义体制の崩壊、市場経済化の進展。
- ③ 市場統合白書の公表とその後のユーロ導入に至るEU統合の深化。

1990年代の東西ヨーロッパの大変動へと連なる②③の流れは、①に象徴されるグローバリゼーション（＝資本の自由移動空間の拡大）の進展を背景として生じている。経営史家ジェフリー・ジョーンズは、こうした変化を「ボーダレ

ス世界の復活」と把握している。ユーロ・ドルの出現を背景として「50年間蓄積していた国際ビジネスに対する制限の多くが取り払われ」、1980年代の規制緩和によって、19世紀に存在したような資本移動が復活したというのである（ジョーンズ、1998, pp. 64-65）。

EMUへと統合を深化させ、単一市場下における競争の強化によって経済の活性化を図ろうとするEUもまたグローバリゼーションへの適応に他ならないが、同時にそれは安定と繁栄を共有する持続可能な経済発展を可能にするために、国家に代わる市場安定化システムの構築を図ろうとしているところに特徴がある。冷戦後ヨーロッパの変化は、「国民経済」体制からポスト「国民経済」体制への移行と理解することができる。前者は、国家主権がヒト・モノ・サービス・資本の自由移動を制限する体制である。一方、後者は、補完性原理、柔軟性原理、先行統合などを組み込んだ、発展段階の異なる多様な国々を単一市場下に統合していく重層的なEU統合モデルに基づいた体制である（深化）。このモデルは、EU内部における編成原理であるが、そこに新しい柔軟な政治・経済的空間の編成原理の萌芽と内外の2つの経済格差を克服し、分断のない「ひとつのヨーロッパ」を構築する可能性をみることができる（蓮見、1999a, pp. 14-15）。

EUの東方拡大は、こうした統合モデルの空間的拡大を意味し、新規加盟諸国は、単一市場空間と補完性原理を組み込んだ制度的枠組みの下で、いわば「広域国民経済」（田中、2004）下における物理的・組織的ネットワークの中でキャッチアップを図ることが可能になる。一方、拡大と同時に打ち出された欧州近隣諸国政策は、EU自身が作り出した市場のための「地域的な国際公共財（巨大な単一市場、ユーロ、経済発展の前提となる安全保障）」を提供することによって自発的な改革とヨーロッパ化を促すことを意図しており、これはユーロ圏拡大の展望とも重なっている。すでに、EUは近隣諸国の中の大国ロシアと4つの共通空間（経済、自由・安全・司法、対外的安全保障、研究・教育）の形成を目指して協力を始めている<sup>2)</sup>。このように「ひとつのヨーロッパ」の展望という視角からみると、EUの深化、拡大、欧州近隣諸国政策は不可分であり、それは深化と拡大を交互に繰り返し、EUの権限拡張を伴いながら発展

してきたEUの政治・経済的空間設計の問題と深く関わっている。

こうした問題関心から、本稿では、EU統合の深化と拡大に即してEU地域・空間政策の展開を整理した上で、地域、特にボーダー・リージョンの役割の変化を指摘し、それが分断のない「ひとつのヨーロッパ」の展望を切り開く可能性をもつことを示す。

## 2. スケール再考—EUをコーディネーターとする「地域のヨーロッパ」

### (1) EU統合の深化と地域政策の新たな役割

ユーロの将来を占う上でしばしば基準とされるのが最適通貨圏論であり、それは単一通貨圏における経済的安定の基礎的諸条件を理論的に示している。①経済の同質性の程度、②賃金・価格の柔軟性、③労働力の移動性、④財政移転のうち、①が不十分で非対称性ショックが生じるとすれば、安定性は②③④の相互関係に依存する。しかし、現実に②③は不十分であり、それだけ財政移転の必要性が高まるが、EU財政の規模は小さく、その制度的条件は整っていない。単一市場の競争環境を整備し、域内資本移動の自由化によってサプライサイド主導の構造転換を図れば、産業立地は大きく変化し、労働市場の柔軟化ばかりでなく、地域政策の重要性が高まる。また、マーストリヒト基準の遵守そのものは、必ずしも実際の経済的収斂を意味するわけではない。単一市場下における競争は、地域格差の拡大を誘発する懸念があり、しかも財政同盟をともなわない経済通貨同盟は、最適通貨圏論が示唆するように非対称性ショックに対する脆弱性をもつ（蓮見、1999a, pp. 18-20）。

では、如何にして域内の経済的不均衡の調整を行い、安定的な成長体制を構築するのか。すなわち資本の自由移動空間の拡大を図りつつ、国民国家に代わる新しい経済の調整枠組みを構築することが、EUの最大の課題となっている。そこでEUが選択したのは、マクドゥーガル・レポートが想定したような連邦財政主義ではなかった。それに代わって登場したのは、「ECBによる一元的な金融システム+安定成長協定の枠内で各国財政が自立性を保持する分権的財政システム+EUをコーディネーターとする地域・空間政策の強化」による独自

の安定化メカニズム創出の試みであった<sup>3)</sup>。事実、通貨統合のためのマーストリヒト基準は、財政主権を各國政府の手に残すことを前提としている。当面、EUは、一方で安定成長協定による各國財政の自主規制を図りつつ、他方でEU財政を改革して、共同体レベルでの地域政策を強化し、両者の協調にもとづいた安定化メカニズムを創出しようとしている。1988年の財政改革（ドロール・パッケージI）で、構造基金は倍増され、さらに1993年（ドロール・パッケージII）では結束基金が新設された。しかも、これら一連の改革の過程で、地域政策実施における「EU一国家一地域」の連携が強化されている。

マーストリヒト条約は、通貨統合にとってばかりでなく、地域・空間政策にとっても画期的であった。社会・経済的結束（cohesion）の強化が謳われ、補完性原理が条文に組み込まれ、地域委員会が新設され、欧洲横断ネットワーク（Trans European Network=TEN）構想が打ち出された<sup>4)</sup>。これは、最適通貨圏成立の前提条件と考えられている中央集権的な財政システムによるものではない。それは、補完性原理にもとづいて「EU一国家一地域」が連携することを前提とした地域政策を組み込んだシステムなのである（蓮見、1999a, pp. 17-18）。

最適通貨圏論を根拠とするEMUペシミズムは、国民国家というスケールに囚われ、地域レベルで競争と協調の枠組みを構築しようとするEU統合最大の特徴を看過している。いいかえれば、それは統合を「国家の単なる道具あるいは集団行動が個別行動よりも大きな利益を引き出す領域で国家利益を促進しようとする取引費用の削減」にすぎないと仮定している（Smith, 1995, p. 62）。

グローバリゼーションは、経済活動のスケールを根本的に変化させ、国民国家に体現される経済的機能と政治的機能との地理的適合性は次第に希薄になった。欧洲統合の文脈に即して、この点を確認することができる（付属資料を参照）。1950～1960年代、EU各國は、共通のマクロ経済政策目標（完全雇用、福祉国家、ケインズ主義的需要管理政策等）を共有し、ブレトンウッズ体制下における安定した国際経済環境下で共同市場を基盤とした貿易主導の高度成長を遂げた。貿易は生産の倍のスピードで拡大し、この段階の共通農業政策は新しく生み出された資金を農業へ再配分する役割を果たした（Gregory, Weiser-

bs, 1998, p. 47).

しかし、ブレトンウッズ体制の崩壊後、為替相場の不確定性は、貿易主導の経済発展を制約した。ひとつの対応策が EMS であった。マルクをアンカーとすることによって、ドイツのインフレ率が標準となり、マクロ経済政策の主目的はインフレ抑制に変化した。欧洲動脈硬化症を脱するために、一層の市場統合と資本移動自由化のためのマクロ経済環境を維持することが必要となり、EMU が追求された。EMS での金融政策協力の経験と水平貿易の発展による経済構造の一定の近似化は、EMU 実現を可能とする政治・経済的前提条件となった。ここに、グローバリゼーションとポスト「国民経済」のヨーロッパとの関連を見いだすことができる。

財政同盟抜きの EMU は、国境を越えた財政移転や税収の変化を通じたオートマチック・スタビライザーを欠いている。ECB の金融政策は、ある地域に緩やかな金融スタンスであるとしても、他の地域に対しては厳しいものであるかもしれない (Gregory, Weiserbs, 1998, pp. 51-55)。単一通貨、単一市場下における地域不均衡は EMU そのものに起因し、不均衡は必ずしも国民経済単位ではなく国境を越えた経済地理的空間に生じるが故に、持続的経済発展のためには、EU レベルでの地域・空間政策の強化が必要となるのである。

EU の地域政策の改革は、統合の深化と拡大の 2 つの要請から進められてきた。1973年、構造的衰退産業を抱えるイギリス、低開発のアイルランドの加盟は、EU の構造基金政策の骨格部分をなす欧洲地域開発基金 (ERDF) の創設をもたらし、1979年の改訂では、非割当部門 (=共同体イニシアチブ) が新設され、EU 主導の地域政策の一歩が記された。1980年代の南欧の加盟は、ERDF のさらなる改訂を必要とし、プログラム援助拡大によって共同体権限が強化され、「EU 一国家一地域」のパートナーシップにもとづいた総合開発事業や内発的開発が重視されるようになった (辻, 2003, pp. 57-79)。

1987年の单一欧洲議定書は、条文に社会・経済的結束の強化を盛り込み、翌年には EU 財政改革 (ドロール・パッケージ I) が実施された。これまでの EU 財源 (関税、農業課徴金、砂糖賦課金、付加価値税) に加えて各国 GNP ベースの拠出金が追加され、構造基金が大きく改善された。かつて EU 財政の

大半を占めていたのはCAPであったが、この改革によって構造基金は倍増しEU財政の4割を占めるまでになった。また構造基金の効率的運用のために、集中、プログラミング、パートナーシップ、追加性、整合性の原則が導入された（蓮見、1999b, pp. 39-48）。

1993年、コペンハーゲン基準が示されるとともに、EU財政改革も拡大を織り込んだものとならざるを得なかった。同年のドロール・パッケージIIは、新たにスペイン等の利害に配慮して結束基金（環境や交通インフラ）を新設するとともに、北欧の加盟に備えて構造基金に目的6（人口過疎地）を追加した。

1997年に公表されたアジェンダ2000は、共同体の独自財源が乏しく、各国ベースの拠出金も限られているという制約の下で、GNPの1.27%というEU財政の枠内で（構造基金はGDPの0.46%）、共通農業政策の改善と構造基金の合理化によって域内政策との接合を前提とした新加盟国ための支援政策（PHARE, SAPARD, ISPA）を打ち出すことを意図したものであった（蓮見、2001, pp. 6-8）。

このように、1990年代のEU地域政策は、統合の深化に対応するために改革・強化され、同時に生じた東方拡大という課題に適応するために支援政策と接合していくのである。

## （2）「中心・周辺」から「ネットワーク」の文脈へ

EUの東方拡大は、さらに新しい要素を付け加える。ポスト「国民経済」への途上にあるヨーロッパに、EUの影響下に市場移行と国民国家の再建を進めてきたプレ「国民経済」のヨーロッパが加わる（Smith, 1995, p. 70）。

ウィーン比較経済体制研究所の推定によれば、新規加盟の中東欧8カ国は、2002年、2003年GDP成長率2.5%, 3.8%と、EU15（それぞれ1.1%, 0.8%）と比較して高い成長を記録し、2004年、2005年に4.7%, 4.5%と今後も高成長を持続すると予測されている（EU15はそれぞれ2%, 2.4%）。にもかかわらず、購買力平価で見た新規加盟8カ国の1人あたりのGDPはEU15の半分に満たないのである（Gligorov, Poschl, Richter, 2004, p. i）。

この経済格差と制度能力の格差から、EUが内部に低開発地域を抱え込み、

対外的にはシェンゲン・アキがヨーロッパを分断する新たな障壁となるのではないかという東からの懸念を呼び起こしている。しかし、専ら現在の経済格差を根拠としてEU統合の文脈に「中心・周辺」の論理を機械的に適用し、それに基づいて経済政策を選択することは、かえって「中心・周辺」的な経済的従属関係を固定化する結果を招きかねない。

留意すべきは、EUレベルの地域・空間政策の展開のなかで地域の位置づけが変化することである。EUレベルの地域政策の強化にともなって、地域は、単に「中央政府—地域」という伝統的な関係にとどまらず、「EU—国家—地域」という新たな文脈におかれる。その結果、地域開発プログラムを巡る三者間の交渉や協調を通じて、地域はより積極的に内発的開発のイニシアチブを発揮する可能性を得るのである。

また、EUが、「中心・周辺」概念に欠落している交通システム、物理的・組織的ネットワークのサポートによって、経済格差に対処しようとしていることを看過すべきではない (Eskelinen, Snichars, 1995, pp. 1-5)。その基盤のひとつがTENである。単一市場下における競争環境の整備と社会・経済的結束の促進を目的とした域内政策として打ち出されたTENは、1994年に中東欧諸国、さらにロシア・CIS諸国的主要都市と連携した汎欧州交通回廊・圈構想へと深化し、今や欧州近隣諸国のインフラ網と接合することが検討され始めている (ECMT, 2003)。

このように、TENと地域政策は、次第に加盟候補諸国や近隣諸国に対する支援政策と接合し、EU内外を繋ぐ広域の地域協力を推進する手段として位置づけられていく。したがって、「中心・周辺」から「ネットワーク」の論理への視座の転換は、EU域内ばかりでなく、近隣諸国の政策にとっても重要な意味をもつのである。

EUは、通貨統合を達成した深い統合段階に達しているにもかかわらず、バラッサが想定したような中央集権的連邦国家ではない。ECBによって金融政策の一元性が確保されているとしても、その目的は物価安定に限定されている。しかも、「選挙された連邦政府と、その経済における総政府支出に大きな割合を占める連邦財政」を欠いており、ユーロは、連邦政府をもたない25カ国から

なる経済同盟の中の「12カ国からなる通貨同盟の共通通貨なのである」。EUは、「超国家と主権のプールを結合した」「政府間主義と協調的連邦主義とブレンドされた」共同体方式に基づく統治体であり、「EU レベルの共通の組織体がEUの一部であるのとまさに同じように、構成諸国自身もEUの一部である」(ペルクマンス, 2004, pp. 21-23)。

現段階におけるEUの経済統合と政治統合の組み合わせは、互いに対立の要素を孕む新古典派的な自由市場的統合モデルと「地域のヨーロッパ」的連邦モデルとの統一の試みと言い換えてよいだろう。カペリンは、自由市場モデル、中央集権モデル、「地域のヨーロッパ」的連邦モデルの3つの地域統合モデルを対比させている(第1表)。単一市場の完成は、財、サービス、資本、人の自由移動、共通の法的枠組みと単一通貨システムの創出によって特徴づけられる自由市場モデルを基礎としている。これは、インフレ率等のマクロ経済指標の収斂をもたらし、単一市場のオープンシステムの下で輸出と直接投資を促進する安定的な枠組みを提供すると想定されている。こうした統合モデルは、グローバリゼーションへの適応を示す形態に他ならない。

だが、現実の経済空間は、自由市場モデルが想定している均質な空間ではなく、中央集権モデルの前提する行政単位をも超えている。単一市場下における自由競争は、巨大企業間の競争を刺激し経済を活性化するものと期待されるが、一方で、国境を越えた地域的な産業集積を推し進め、地域間格差を拡大し、経済的・政治的不均衡をもたらす。

中央集権モデルは、こうした状況に対する柔軟性を欠き、かえってナショナリズムや分離主義を誘発し、国境を越えたフレキシブルな生産連鎖の展開を妨げる。今日、グローバリゼーションは、製品市場ばかりでなく、生産要素フローの緊密な統合を含み、国民国家は内部に高度な異質性を抱える大地域に転換している。したがって、国境を越えた経済活動を支える制度的枠組みとしての地域統合の重要性が高まるのである。

これは、バラッサ以来の中央集権的な超国家共同体の出現を暗黙の前提してきた伝統的な経済統合の完成のコンセプトとは相容れない<sup>5)</sup>。これに代わる統合モデルが、地域の特質を活かした差別化戦略を可能とする自治と補完性を

第1表 組織形態と制度的統合モデル

	自由市場モデル	中央集権モデル	「地域のヨーロッパ」的連邦モデル*
組織形態	市場 アトム的競争	ヒエラルキー 大量生産	協働 フレキシブル生産
組織原理	イニシアチブ 責任 効率	権威 法的権利 規模の経済性	自治 シナジー 柔軟性
相互作用のロジック	競争 貨幣の交換 相互依存	同質性 統制と依存 調整	差別化 影響力とリーダーシップ 交渉
地理的枠組み	均質な空間	行政単位	地域的システム
否定的効果	エゴイズム 経済主義 放蕩	官僚制 補助金 操作主義	対立 寄せ集め 覇権
政治的 ideal	自由	平等	友愛
国際関係	自由貿易	重商主義	補完性
欧州統合	単一市場	超国家共同体	地域連邦
否定的展開	経済的不均衡 政治的不均衡	ナショナリズム 分離主義	混乱 制御不能

(注) \*原資料では Federalism Model となっているが、Cappellin (1995, pp. 45-47)において The Europe of Regions or the European Federalism と記述され、同一のものとして説明がなされていることを考慮して、この訳語を適用した。

(出所) Cappellin, 1995, p. 46.

強調した「地域のヨーロッパ」的連邦モデルである。そこでは、大小様々な地域が単一市場下における諸資源の誘致をめぐって競争関係におかれ、地域間の対立による混乱と制御不能というリスクをはらみながらも、統制と依存に基づく関係ではなく、地域の独自性と自治を前提とした影響力とリーダーシップをめぐる交渉が行われるのである。

そこでの地域政策には、内発的開発とネットワークのパラダイムに基づく新しいアプローチが必要となる。伝統的な地域政策理念は、資本、良質な労働、規模の経済性にかかる障壁が発展の桎梏となると想定してきた。したがって、伝統的理論によれば、地域政策は国際競争から最も弱い地域を守るべきであり、

その主な手段は、低開発地域における生産要素のコストを引き下げ、企業の価格競争力を維持するために、最も発達した地域から財政移転を行うことであった (Cappellin, 1995, p. 41).

これに対して、新しいアプローチによれば、発展を妨げる最大の要因は、企業者精神とイノベーションの能力 (capabilities) の低さ、特殊なノウハウの不足、低開発地域経済の国際化の低さ、である。地域政策の目的は、最も遅れた地域と最も発達した地域のあいだの技術的・組織的ギャップを縮小することである。伝統的な地域政策が工業活動のみに集中してきたのに対して、新しいアプローチは、外部世界とのあいだの財、人、資本、情報の流れを促進するサービス活動やインフラの近代化を強調する (Cappellin, 1995, p. 41).

これは、企業のイノベーションと国際化を促進する能力を基礎としたダイナミックな競争を重視し、低開発地域において企業の参入と成長の障壁となる様々な適応コスト、取引コストの削減を含んでいる。高い適応コストは、イノベーションを遅らせ、発達した地域との格差は縮小しない。高い取引コストは、外部の企業や機関との様々な提携や適切なノウハウと資金の移転を妨げる。適応コストと取引コストの低減を基礎とする地域政策は、①企業が活動する一般的環境、②適時に適切な決定を行う能力、という2つの条件を改善することを目的としている (Cappellin, 1995, pp. 41-42).

こうした地域政策は、競争政策と両立可能である。なぜなら、それらはともに、異なった地域環境における企業活動の機会を均等化することを目的としているからである。EUの競争政策は、伝統的な地域政策を変更させる有益なアンカーとなる。EUにおける最も遅れた地域の開発には、経済への市場要素の再導入が必要であるが、そこでは、旧社会主义諸国同様、国家介入を広げるシステムが価格構造とミクロ経済主体の行動動機を歪めている。EU競争政策は、経済成長効果を持たない単なる公的扶助と所得再分配の手段にすぎない諸方策を制限する効果をもつのである (Cappellin, 1995, pp. 42-43).

EU内における国境障壁の除去とEU外部の近隣諸国との政治・経済的関係の発展は、ヨーロッパにおける新しい政治・経済的空間を作り出していく可能性をもち、巨大なEU市場を巡る競争を通じて超国家的なスケールの地域 (=

メゾ・リージョン) が登場しつつある。ブルーバナナと呼ばれるスコットランド中部から重工業の三角地帯を経て北イタリアにいたる伝統的産業集積地「南北軸」に加え、近年、イタリア北東部のボローニャから南仏、スペインのカタルーニャ州(州都バルセロナ)を経てバレンシアにいたる「サンベルト地帯」が新しい産業集積地として台頭している(小島、1996, pp. 330-332)。また北欧では、バルト海地域協力を中核とするノーザンディメンションという地域協力枠組みが提示されている<sup>6)</sup>。さらに、新規加盟の中東欧地域が新たな成長軸として登場し、それはポーランドーウクライナ国境を越えて広がる可能性を秘めている。

このように、ヨーロッパは、超国家的メゾ・リージョンが競争する政治・経済的空间ともなっている。そして、こうした新たな動きを理解するためには、「中心・周辺」から「ネットワーク」の文脈への視座の転換が必要なのである。

### (3) メゾ・リージョン構想—ESDP と INTERREG による支援政策の域内 地域・空間政策への接合

単一市場下にありながら内部に国境をもつ EU 内では、EMU 実現の過程と並行してリージョナリズムの制度化が進む。1988年のドロール・パッケージ I は、複数国にまたがるインフラ整備や失業対策などに対応するために共同体イニシアチブを導入した。これは、目的使途に関して加盟国発案を原則としていた従来の構造基金と異なり、EU が発案し、欧州委員会のガイドラインに基づいて実施する EU 主導の地域政策であり、EU レベルでの地域・空間構想を実現していく端緒を切り開いた。1993年のドロール・パッケージ II によって、共同体イニシアチブは構造基金予算全体の 9 % を配分され、また欧州委員会と加盟諸国代表で構成される共同体イニシアチブ委員会が設置された。同時に、結束基金と地域委員会が新設された。ここに、欧州委員会の主導の下で加盟各国が協力して超国家事業を推進していく条件が整えられたのである(辻、2003, p. 101, pp. 126-127)。

その後、1999~2006年の予算では、構造基金に占める共同体イニシアチブの割合は半減し、13項目から 4 項目に集約された。しかし、INTERREG はその

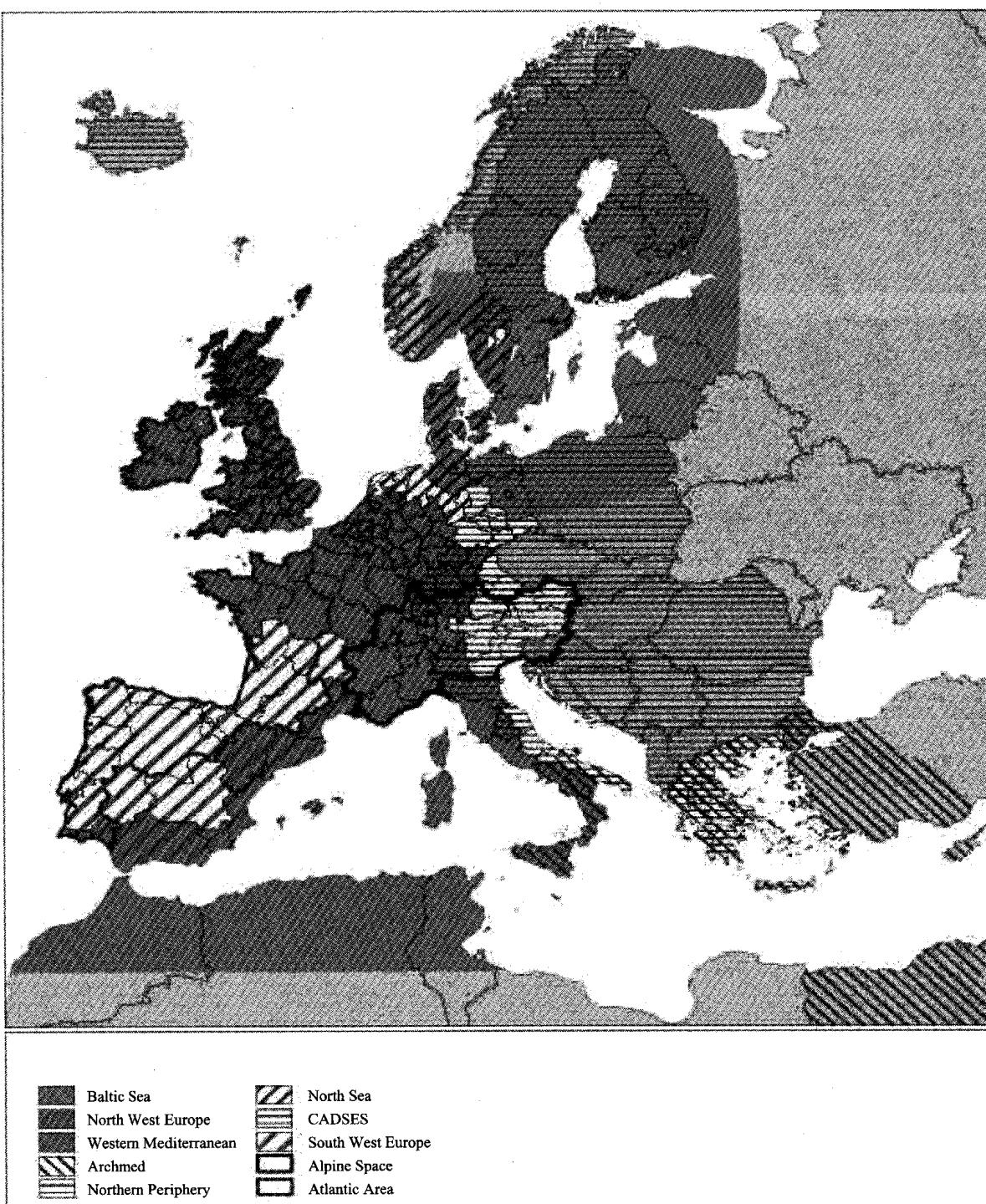
予算の半分を占める政策として生き残り、「欧洲空間開発見通し (ESDP)」(1999年)と連動し、EU 内外の地域を含む政治・経済的空间再編の新たな枠組み (=メゾ・リージョン) において地域協力を支援する役割を担うようになる。国境を挟む協力 (Cross-Border Cooperation) 形態を支援する INTERREG II は、INTERREG III A, B に継承されるが、同時に加盟候補諸国との協力 PHARE-CBC, CREDO や EU の域外に残される近隣諸国との国境域への支援政策 TACIS-CBC が補完的な政策として導入された。域内地域・空间政策と EU 域外地域への支援政策とを接合する試みが開始されたのである<sup>7)</sup>。

1996年には INTERREG II C が新設され、水資源の管理を含む地域・空間計画に関する超国家的枠組みが示された。これは INTERREG III B に継承され、地中海地域とバルト海地域の拡大 EU 内外地域を含む11のメゾ・リージョンが想定されている（第1図）。

特にバルト海地域は、EU のヨーロッパ最大の戦略的パートナーであるロシアとの関係において重要である。そこには EU 加盟国ばかりでなくロシア北西地域を含めた、つまり EU と近隣諸国の国境を越えた地域協力が想定され、EU の域内政策 INTERREG の支援対象となっており、これはノーザンディメンションの中核部分を構成している。しかも「INTERREG と TACIS を統合するガイド」が作成され、ノーザンディメンションの枠組みの中で INTERREG に模して TACIS を実施していくことが求められているのである (EC, 2001)。

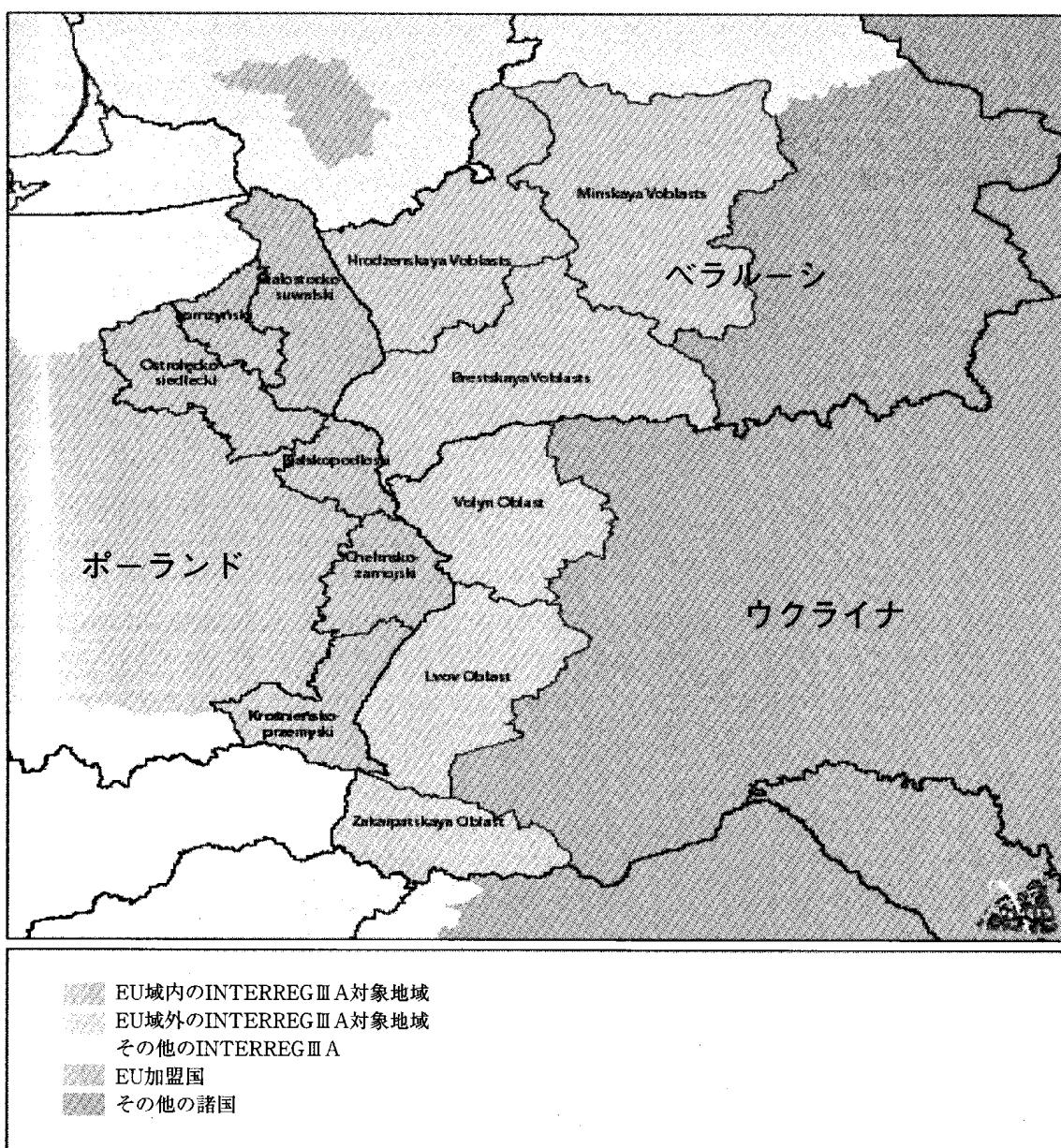
さらに、EU 拡大と欧洲近隣諸国政策の立案は、拡大 EU 域外地域を含めた国境を超えた協力を促進する可能性を生み出している。第1図では、EU 外の近隣諸国との関係において、地中海周辺（北アフリカを含む）、バルト海周辺（ロシア北西地域を含む）における EU 内外地域の広域協力が想定されているが、加盟候補国であったポーランドとロシアが「近い外国」と位置づけてきたベラルーシ、ウクライナ、モルドバとの境界地域における国境を越えた広域協力は想定されていなかった。だが、既存の手段を活用して欧洲近隣諸国政策を前倒し実施していくことが決定された後、情勢は変化している。たとえば、INTERREG III A は、主として EU 域内における国境を挟む地域間の協力支

第1図 INTERREG III B の対象地域



(出所) EU ホームページ。

第2図 INTERREG III A（2004～2006年）の一例



援を目的とするものであるが、2004～2006年の計画では、ポーランド、ウクライナ、ベラルーシ国境を挟む協力を想定したプランが示されている（第2図）。

「欧洲空間開発見通し（ESDP）」もまた、拡大EUと近隣諸国との協力を前提としている。経済、社会、環境のバランスのとれた持続可能な空間開発を目指すESDPの文書は、「EUの政策の新しい側面：『領土（territory）』」から

始まっており、文化的多様性の維持と社会・経済的結束強化から ESDP の必要性を説き、EU の空間開発は、長期的にみて特に次の諸要因の影響を受けると指摘している (ESDP, 1999, p. 7).

- ・ 経済統合の進展とそれに関連する加盟諸国間の協力
- ・ 地方や地域のコミュニティの重要性と空間開発におけるその役割の増大
- ・ 拡大 EU と近隣諸国とのより緊密な関係の発展

「ヨーロッパ2000+」(1994年)の段階では、EU 自身これを実行する手段をもたず、国土計画はあくまでも国民国家単位であり、その権限は国家に排他的に帰属していた。しかし、ESDP は、欧州委員会、各国担当閣僚、EU 地域諮問委員会の協働で作成され、欧州委員会地域総局が政策立案の中心的役割を担った。各国担当相が ESDP に参画することで、EU レベルで示された発展の方向性を各国の国土計画や空間計画に反映する道が開けたのである (岡部, 2003, pp. 225-227).

以上のように補完性原理を組み込んだ EU の地域・空間政策の展開は、次第に域内諸政策と近隣諸国への支援政策とを接合していくのである。

#### (4) 拡大の 2 つの側面とボーダー・リージョンの新たな役割

伝統的競争パターンが国境域内である限りにおいて、国境 (border) は、障壁 (barrier) を含むものであり、中央集権的国家財政や国内市場に最適化された諸制度は、財・サービスの移動の物理的障壁となるばかりでなく、国境内外での情報の非対称性を生み出し、国境の障壁としての性格を補強してきた。とりわけ近隣諸国との政治的対立の最前線におかれた国境地域は、近隣地域との経済交流の道を閉ざされ、しばしば国家資金に依存する周辺地域と位置づけられてきた。

しかし、ヨーロッパ市場における競争は、次第に国際競争の性格を強め、異なる国々の地域は国境をこえた経済ネットワークの一部となりつつある。イタリアの成功は、中小企業の地域的ネットワークの一例であるし、オランダのランドスラットやスペインの大バルセロナは、複数の都市が連携して地域の競争力向上に成功した一例である。単一市場下におかれた EU 域内国境は、行き

第2表 グローバリゼーションへの地域の対応に関する2つのモデル

国家主義モデル	←	→ ネットワークモデル
グローバル経済から隔離された地域経済		グローバル経済と相互浸透する地域経済
資産ポートフォリオとしての地域経済		生活様式としての地域経済
特定の領土に対する政治主権によって定義される地域経済		空間的に集積した社会・経済的ネットワークの自然なシステムとしての地域経済
グローバル経済の門番としての地方自治体		グローバル経済の入り口としての地方自治体
個別利害をもつ組織としての他の政治的アクター		ネットワーク・パートナーとしての他の政治的アクター
明確に区別された特殊利害に基づいた他のアクターとの協力		制限のない持続的な交渉関係に基づいた他のアクターとの協力
主権を維持するために選好される他のアクターとの動的な関係		情報と資源のネットワーク・アクセスを最大化する多元的関係

(出所) Ansell, Gonzales, O'Dwyer, 2001, p. 70.

止まり (dead-end) ではなく新しいゲートウェーとなり, 3C+ (creativity, competence, connectivity) を備えた地域は、競争力向上の新たなチャンスを得る (Nijkamp, 1995, pp. 35-36).

依然として地域開発資金の多くは財政主権を維持している国家にあり、EU 財政の規模は限られているとはいえ、EMU 下で社会・経済的結束を維持するため EU レベルで地域・空間政策が強化され、EU は地域開発戦略立案においても大きな役割を果たすようになった。一方で、地域にとっては、国家の補助金が期待できず、地域の潜在的な成長力を向上させる内発的開発戦略が必要となり、国境を越えた近隣地域との協力の展望をもたらす EU との連携は魅力を増した。他方で、単一市場下の競争が経済的不均衡を増幅し、社会・経済的結束を脅かすことを懸念しながら、限られた政治・行政権限しかもたない EU にとっても、内発的開発戦略は魅力的であった。事実、技術開発や人的資源開発の重要性、とくに中小企業を重視する点で、地域と EU とのあいだには政策の

一致がある (Ansell, Gonzales, O'Dwyer, 2001, pp. 66-67).

しかし、これまで各地域がおかれてきた状況によって、その適応パターンは異なる。単一市場下での競争への適応過程において異なったパターンを示す2つの地域—ドイツの North Rhine-Westphalia とイタリアの Tuscany —を比較した研究は、第2表のように前者を国家主義モデル、後者をネットワークモデルとして理念化し対比させている。国家主義モデルは、地域経済を独立した政治主権によって定義された限定された領域と見なし、領域内市場 (territorial market) を独立した政治的組織のための利益を生み出す資産ととらえる。地域は、国益のために資産を管理する権利と権限をもった共同行為者である。したがって、その資産は国家管理の対象であり、地域は外的な影響を緩和し、資産の流出を防ぐ門番 (gatekeeper) の役割を期待される。EU もまた国家主権を侵害する固有の利害をもった行為者と見なされ、両者の協力は利害の一一致がある場合に限られる。一方、ネットワークモデルは、政治と経済を区別し、地域を自然の経済システムと見なす。地域市場 (local market) は、相互依存的な交換の緊密な構造、産業の歴史的構造、特定の生産形態を反映した社会関係を特徴とする社会単位であり、経済はひとつの資産ではなく生活様式である。地域は領域内の資産の管理者ではなく、国家は社会経済関係のネットワーク形成の促進者として位置づけられる。地域経済は連続した市場ネットワーク内の星座として理解され、地域は門番 (gatekeeper) ではなく入り口 (gateway) の役割を期待される。他国との関係は市場のネットワーク拡大の好機であり、EU レベルの諸政策は広域市場へのアクセスを提供する諸制度であると見なされるのである (Ansell, Gonzales, O'Dwyer, 2001, pp. 68-71)。

国内の経済基盤が弱く後発の新規加盟諸国の諸地域にとって魅力的なのは、ネットワークモデルであろう。注目すべきはユーロ・リージョンの活性化である。1990年代、EU15の域内だけではなく、中東欧国境域で多数のユーロ・リージョンが生まれ、INTERREG と連携し、現在100以上のユーロ・リージョンが障壁としての国境を新たな発展のチャンスに変えようと試みている（第3図）。しかも、次のような拡大 EU 近隣諸国の諸地域を包括するユーロ・リージョンが形成されているのである（渡辺、2002, pp. 261-263）。

第3図 EU域外地域を含むユーロ・リージョンのひろがり



(出所) Cronberg, 2003, p. 225.

- Finnmark-Lapland-Murmansk(フィンランド-ノルウェー-ロシア)
- Euregio Karjala-Karelia (フィンランド-ロシア)
- Etelä-Karjala-Kymenlaasko-Etelä-Savo/Leningrad oblast-St. Peterburg (フィンランド-ロシア)
- Estonia-Finnish 3+3 Regional Cooperation (エストニア-フィンランド-ロシア)
- Euregio Helsinki-Tallin (フィンランド-エストニア)
- Narva-Ivangorod-Cudskoje Ozero (エストニア-ロシア)
- Council for Cooperation of Border Regions Vöru-Alūksne-Pskov (エストニア-ラトビア-ロシア)
- Euroregion Country of Lakes-Ezeru(ベラルーシ-ラトビア-リトアニア)
- Euregion-SAULE (ラトビア-リトアニア-ロシア)
- Euroregion “Baltica-Baltyk-Baltija  
(デンマーク-ラトビア-リトアニア-ポーランド-ロシア-スウェーデン)
- Euroregion NEMUNAS-NIEMEN-HEMAN  
(ベラルーシ-リトアニア-ポーランド, ロシア)
- Euroregion Bug (ベラルーシ-ポーランド-ウクライナ)

しかし、EU域外の近隣諸国へのネットワーク拡大を促進し、障壁を除去していく条件が作り出されなければ、とりわけ3C—(congestions, criminality, closure)に発展を阻まれてきたEU域外国境地域の周辺的地位は、EU内の統合と結束が進む結果としてさらに増幅され、ヨーロッパにおける新たな分断が生み出されかねない(Nijkamp, 1995, p. 35)。EU統合は、優れて地域統合であるが故に、必然的に域外ボーダー・リージョンとの緊張関係を孕むのであり、TEN, ESDP, INTERREGという広域の地域協力を促進する政策は、EU域内外の地域を巻き込んだユーロ・リージョンの活性化という下からの動きと連動して「地域のヨーロッパ」への流れを加速し、近隣諸国諸地域をヨーロッパ市場のネットワークに接合する可能性を切り開いている。そして、この問題をEUレベルで解決する統一した政策枠組みとして登場するのが、東方拡

大と同時に打ち出された欧洲近隣諸国政策である。

欧洲近隣諸国政策がEU拡大と不可分の政策として打ち出されたことを考えれば、東方拡大は新しい分断を作り出す国境構築 (border making) の側面と同時に、EU内外で平和と繁栄の共有を可能とする「分断のないヨーロッパ」の構築に取り組むことなしには実現し得なかったという意味で、その外側に留まる近隣諸国に対しても国境破壊 (border breaking) の側面をもつてゐる。

### 3. 欧州近隣諸国政策のボーダー・リージョンへの影響

#### (1) 欧州近隣諸国政策の2つの次元と欧洲近隣・パートナーシップ

2002年は、中東欧10ヵ国の正式加盟が承認され「ひとつのヨーロッパ」が宣言された年であるとともに、ワイダー・ヨーロッパ構想とEU・ロシア間の共通経済空間構想が打ち出された年でもある。翌年には、拡大後の近隣諸国との関係の指針を示したコミュニケ「ワイダー・ヨーロッパー近隣：東と南の隣国との関係のための新しい枠組み」が公表された。これはEUのエネルギー安全保障問題とも関連しており、5月に「拡大EU、近隣諸国、パートナー諸国そのためのエネルギー政策の発展」に関するコミュニケが公表されている。これは、加盟候補国のトルコ、ルーマニア、ブルガリア、および西バルカン以外の当面EU加盟の展望のない近隣諸国に対する政策である。6月のテッサロニキ欧洲理事会は、一連のEU拡大関連事項とともに、この政策を承認し、欧洲委員会コミュニケ「新しい近隣諸国政策への道を開く」が公表された。

ワイダー・ヨーロッパ構想は、当初対象とされていたWNIS（ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ）に、バルセロナ・プロセスの対象となる地中海周辺諸国、さらに南コーカサス（グルジア、アルメニア、アゼルバイジャン）を加え、欧洲近隣諸国政策として統一された戦略となった。2004年に公表された戦略文書（EC, 2004）によれば、欧洲近隣諸国政策は、法の支配、人権尊重に関する共通価値や市場経済と持続可能な発展の原則等に基づいて、近隣諸国と特別な関係を構築することを目指した地域的な総合的安全保障政策である。

さらに12月に採択された欧洲安全保障戦略は、欧洲近隣諸国政策の直接の対

第3表 ワイダー・ヨーロッパと大中東（国、人口、国民所得の比較）(2001年)

国・地域	国家数	人口(100万人)	国民所得(10億ドル)
ワイダー・ヨーロッパ			
E U	25	450	8,500
EEA/EFTA 諸国, 小国家	8	12	433
EU 加盟候補国	3	98	219
他の南東欧諸国	5	24	43
ヨーロッパ CIS 諸国	7	225	313
未公認の統治機構	4	3	—
小計	52	810	9,508
大中東			
地中海諸国	10	174	255
湾岸諸国, イラク, イラン	9	135	590
中央アジア, アフガニスタン	6	83	41
小計	25	392	888
合計	78	1,202	10,394

(出所) Emerson, 2004, p. 25.

象とはなっていないもうひとつの重要な次元を指摘し（EC, 2003）、「安全保障が発展の前提条件である」という視点から優先事項として、①拡大がヨーロッパの新たな分断を生まないこと、②アラブ－イスラエル問題の解決、という2つの課題をあげている。①はEUが主導権を握ろうとする近隣地域である。これに対して②は、①以上に共通の価値観を育むことが難しく米国や国連などの協力が不可欠である。欧州安全保障戦略は、欧州近隣諸国政策というEU主導の地域戦略を補完する役割と国連を中心とする多元的な枠組みの中でNATO、米国との協力を確保するという2つの側面をもっている。

エマーソンは、EU、EUと緊密な協力関係にある国々、ヨーロッパの欧洲近隣諸国政策対象国からなる地域をワイダー・ヨーロッパ (Wider Europe)、その外側に位置する中東諸国、湾岸諸国、中央アジア諸国、アフガニスタンを大中東 (Greater Middle East) と総称し、対比している。第3表から明らかのように、大中東はワイダー・ヨーロッパよりはるかに貧しい地域である。4億5,000万人のEU25の人口は、ワイダー・ヨーロッパ (欧洲審議会加盟国)

の人口の半分をわずかに上回る程度であるが、両地域全体の国民所得の約90%を占めている。一方、大中東には4億人が住むが、同10%を占めるにすぎない。そして、欧洲近隣諸国政策は、ワイダー・ヨーロッパとさらに格差の大きい大中東という2つの次元の存在を暗黙の前提としており、前者をEUの勢力圏として重視する政策だというのである。

これは、欧洲近隣諸国の総合的安全保障を確保するために、いわば足下を固める戦略である。だとすれば、EUが当面目指しているのは、米国に並ぶ覇権（それが多元主義に基づくものであるにせよ）ではなく<sup>8)</sup>、ハード・セキュリティ（欧洲安全保障戦略）に補完された欧洲近隣諸国政策というソフト・セキュリティ戦略によって、「地域的なグローバル・ガバナンス」、いいかえれば「多元的開放型リージョナル・ガバナンス」を構築することであると評価できる。

その成否の鍵を握る政策手段が、次期EU財政（2007～2013年）において導入が提案されている欧洲近隣・パートナーシップ（European Neighbourhood and Partnership Instrument）である。これによって、支援の大幅な増額が予定されているばかりでなく、EUの拡大戦略を支えてきたPHARE, TACIS, MEDAを再編・統一することが予定されている。これは、「対外政策とEU内の社会・経済的結束を包括する二重の性格をもち、EUの域外境界の両側に平等な足場をおいて」（EC, 2004），境界を挟む地域の発展、環境、組織犯罪阻止等の分野での共同行動、効率的で安全な境界の確保、人的交流を促進する戦略である。しかも、欧洲近隣・パートナーシップは、ユーロ・リージョンの活動を支援する分野を含んでおり、両者の連携は、特に域内外国境地域ガバナンスにおけるアクターとしてのユーロ・リージョンの存在意義を高める可能性をもつ（蓮見, 2005a, pp. 175-176）。

このように、欧洲近隣諸国政策は、差別化の原則に基づいてEU主導で域外地域を分類しつつ、同時に、対象地域の事情に配慮したベンチマークをコンディショナリティとして組み込んだ支援策によって特別な関係を構築し、条件の整った国の可能な分野から段階的にEU域内政策との接合を図ろうとする戦略であり、欧洲近隣・パートナーシップはその手段と位置づけられているのであ

る。

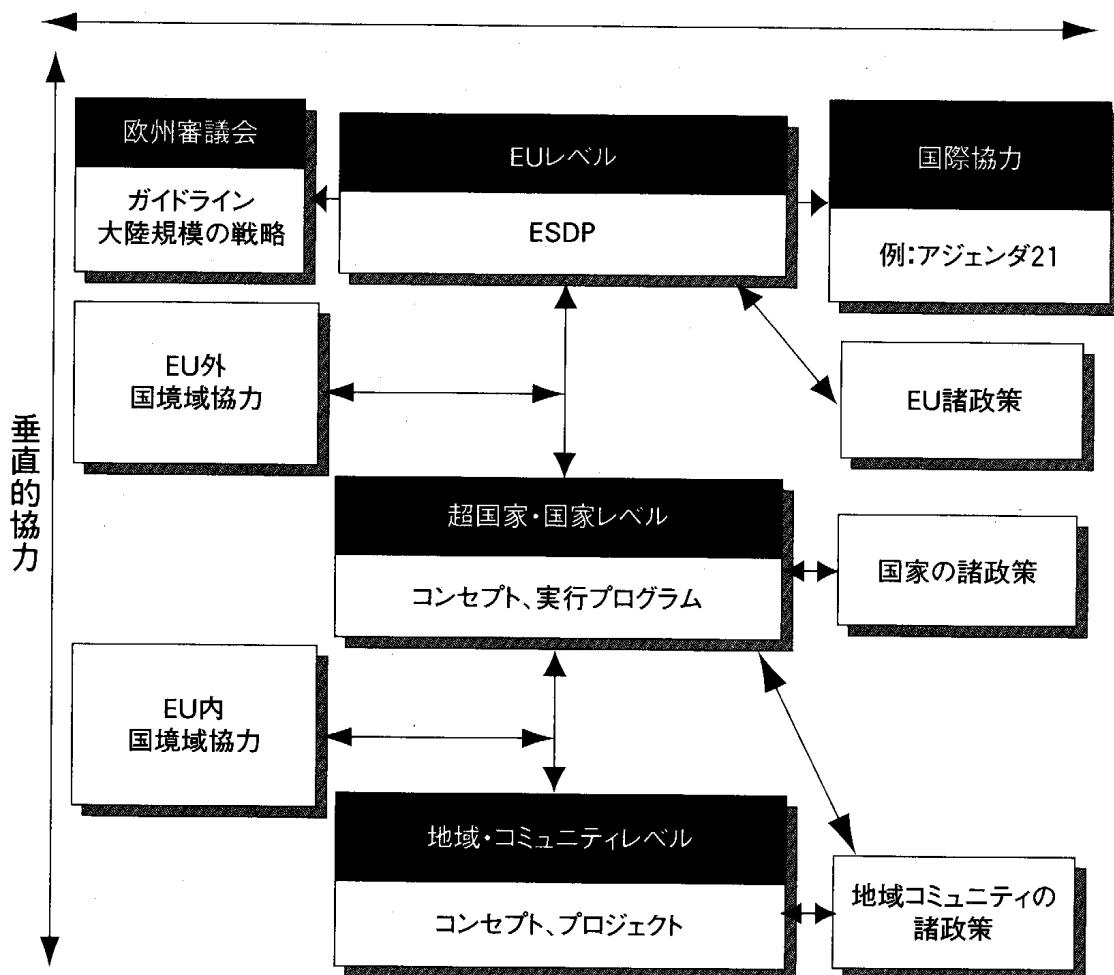
## (2) 「自発的ヨーロッパ化」の促進と欧洲審議会の新たな役割

冷戦後、欧洲審議会は、東方に拡大し、軍事的因素を含まない「民主主義の安全保障」概念の確立によって、ヨーロッパ全域の民主化を推進する新たな役割を担うようになった（庄司、1996）。注目すべきは、欧洲審議会の東方拡大の結果、欧洲近隣諸国政策の対象となるヨーロッパ諸国と欧洲審議会加盟国が重なり、また近隣諸国との関係をも視野においたEUの地域・空間政策のなかに欧洲審議会との協力が組み込まれていることである。

1999年にまとめられた「欧洲空間開発見通し(ESDP)」は、拡大EU内ばかりでなく、域外近隣諸国をも包括した空間開発の展望を示し、欧洲審議会を組み込んだ分権的な協力の枠組みを提示している（第4図）。これによれば、政策の実現にあたり、加盟国政府、地方行政機関、EUが、補完性原理に基づき初期段階から協力し、部門や空間の対立、時間的な困難さを考慮した政策の優先順位を設定しなければならない。EU域内での国境を挟む協力は、部門別の国家政策や地域政策を含めて国と地域が緊密に連携しながら実施される。「EU一国家一地域」の連携による垂直的な協力が求められると同時に、水平的な協力では国際協力や近隣諸国との協力が示されている。EUレベルでの空間開発では、国際協力に基づく環境対策（アジェンダ21）やEUの分野別の諸政策との整合性が考慮されるばかりでなく、欧洲審議会との協力の下にEU域外国境を挟む協力が進められることが想定されている。このように、EU規模で統合された空間開発政策は、「国境やその他の行政的障害が、もはや開発の障壁とならない方法」で政策オプションを選択することが求められているのである（ESDP, 1999, pp. 35-37）

ESDPの実施にあたり、欧洲審議会との協力が盛り込まれているのは、2つの観点から重要である。第1に、歴史的にみてユーロ・リージョンに体現される下からの自発的統合の動きを支援してきたのは、EUではなく欧洲審議会であった（渡辺、2002, pp. 271-272）。第2に、ヨーロッパの欧洲近隣諸国政策対象国<sup>9)</sup>は欧洲審議会加盟国であり、今後の欧洲近隣諸国政策実施の過程で

第4図 ESDP協力の枠組み  
水平的協力



(出所) ESDP, 1999, p. 36.

欧洲審議会が重要な補完的役割を果たす可能性がある。

つまり、欧洲審議会が支援してきたEU内外地域を含む下からの地域協力は、欧洲近隣・パートナーシップという支援手段をともなったEUの欧洲近隣諸国政策の枠組みと連動し、政治・人権（民主主義、教育・研究）、経済（共通経済空間、通貨協力、インフラ）、安全保障（自由・安全・対外関係協力）の様々な分野における近隣諸国の「自発的な改革とヨーロッパ化」を促進する方策として新たな役割を期待されているのである。

また欧洲近隣諸国政策戦略文書では、エネルギー、交通、環境、情報社会、研究開発の分野において「近隣諸国を接合する(connecting the Neighbour-

hoods)」ことが謳われている。これは、既に指摘したEUの域内政策と支援政策の接合を裏付けている。

このように、次のような諸要因が時に対立の要素をはらみながらも連携し、補完しあうことによって、分断のない「ひとつのヨーロッパ」への展望が開かれるのである。

- ・ EUの地域・空間政策を含むEU諸政策
- ・ EU域内外地域を含むメゾ・リージョンの胎動
- ・ EUの地域・空間政策における欧洲審議会の協力
- ・ 欧州近隣諸国政策という「価値の共有（人権、民主主義、法の支配、市場経済等）」を基礎としたソフト・セキュリティ戦略
- ・ 「民主主義の安全保障」を目指す欧洲審議会
- ・ 欧洲審議会が支援してきた下からの地域協力の動き（ユーロ・リージョン）
- ・ 欧州安全保障戦略というハード・セキュリティ戦略

#### 4. EUとロシアのあいだ 一貿易とエネルギーを巡る対立と協調

だが、もうひとつ重要な要素がある。ボーダー・リージョンの役割について考える上で焦点となるのは、カリーニングラード州、ウクライナをはじめとするEUとロシアのあいだに位置する国々や地域である。カリーニングラード、ウクライナについては別項に譲るとして<sup>10)</sup>、ここでは、EUとロシアのあいだの貿易とエネルギーを巡る対立と協調の問題について考察しよう。

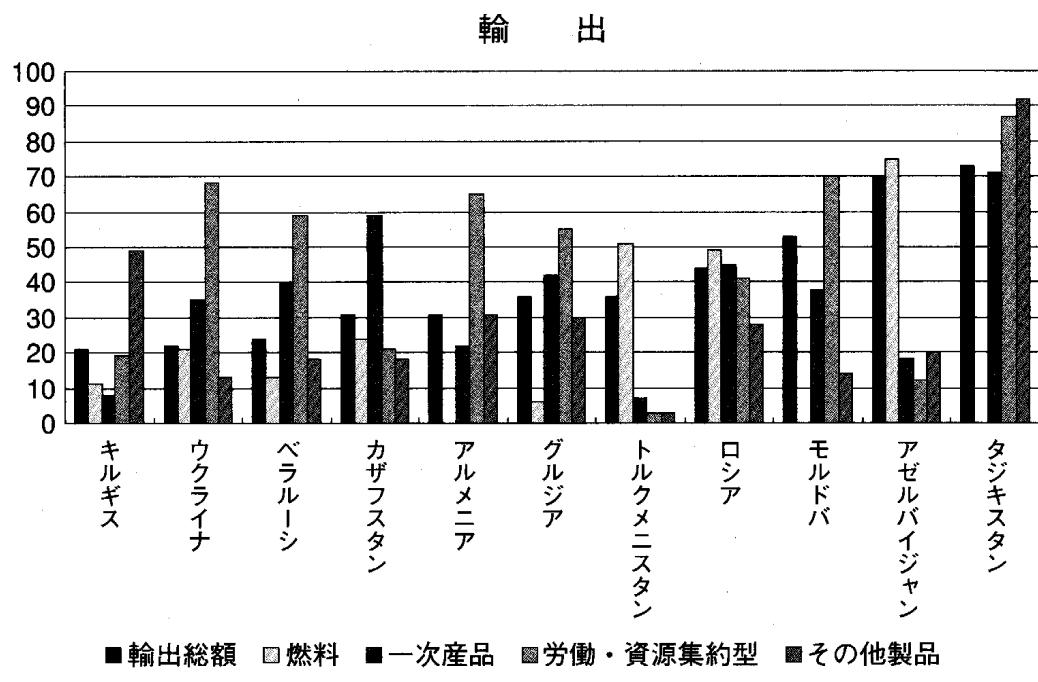
2004年のEUの対ロシア政策コミュニケが指摘するように、両者のあいだには数多くの対立があり、チェチェン問題、あるいはモルドバ、ウクライナなど旧来ロシアが「近い外国」と位置づけてきたWNIS諸国をめぐる争いなど多くの火種が残されている。ロシアは低価格のエネルギーを利用して「近い外国」の権益を守ろうとしてきた。また、ロシアはEUの石油消費の10%、天然ガス消費の20%以上を賄っており、エネルギー輸出に依存しているロシアにとってEU市場の重要性は高く、供給源の多角化を目指すEUのエネルギー政策

に無関心ではいられない。一方、近隣諸国の安定とエネルギー安全保障を図ろうとするEUにとっても、ロシア・CISの安定は重要な課題となっている。しかも、EUとロシア・CIS間のエネルギー貿易のユーロ決済化が実現すれば、国際通貨としてのユーロの役割に大きな影響をもたらす可能性がある。したがって、否応なしに両者は協力せざるを得ないのである。

そもそも、分権的なシステムを内蔵したEUと中央集権制の強化によって地方の分離主義傾向を押さえ込もうとしているロシアとのあいだで制度的な収斂が進むかどうか、疑問が残る。EUは、「価値の共有」を基礎とする欧州近隣諸国政策という名のソフト・セキュリティ戦略によって、近隣諸国への影響を強めようとしている。一方、軍事力とエネルギー資源をテコに権益を確保しようとするロシアの「近い外国」政策の影響力は、WTO加盟にともなうエネルギー資源の内外価格差の縮小とヨーロッパの国際関係において経済の役割が重要性を増すにつれて、おのずと限定されたものとなる<sup>11)</sup>。したがって、長期的にみて、ユーロ・スタンダードを受け入れつつ、EUからどの程度妥協を引き出していくことができるかが、ロシアの課題とならざるを得ない。

しかしながら、エネルギー輸出は、ロシアにとって最も重要な外交手段であり、「近い外国」への影響力を確保する上でも重要な役割を果たす。事実、EU・ロシア間においても共通空間創設に関する交渉と並んでエネルギー対話が継続されており、また欧州近隣諸国政策やノーザンディメンションなどの諸政策はいずれもエネルギー安全保障問題と関連している。ロシアは、ヨーロッパ市場において、中東に次ぐ第2の石油供給地である。2002年に、ロシアの輸出量の78%を占める1億4,400万tがヨーロッパに輸出されている(CISへの供給を含まない)。7,000万tがタンカーで、約5,000万tが黒海の海上ターミナル経由で輸出されている。5,740万tは、ドイツ、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、旧ユーゴスラビア諸国を通る5,500kmのパイプライン「ドゥルージバ」によって供給されている。またロシアから輸出される石油製品7,350万tのうち約6,000万tがヨーロッパ向けである。CIS諸国の中で重要な石油供給国はカザフスタンである。2002年に約4,700万tの石油を産出し、うち4,000万tをヨーロッパ向けに輸出した。この他、アゼルバイジャンから

第5図 CIS諸国におけるEU15の商品別シェア  
(2000年, %)



(出所) ECE 2003, p. 178.

ヨーロッパへの石油輸出は1,170万t、トルクメニスタン640万tであった。

こうした状況下におけるロシアのヨーロッパ向けエネルギー戦略は、①地域における通商上の地位の維持・強化、②石油ルートの一部を南部から北部に転換すること（バルト海ターミナルの整備）、③ロシアとヨーロッパの石油供給システムを統合すること、④カスピ海地域の石油トランジットを最大限拡大すること、である（Эдер, 2004, стр. 88-90）。

次に、CIS諸国の域外地域との貿易をみると、一次産品や労働・資源集約型製品の輸出が多く、ヨーロッパ、特にEU15市場への依存度が高い（第5図）。一方、CIS内貿易においては、ロシアが圧倒的な位置を占めており、CISの輸出の4分の3、輸入の2分の1を占める。その地域構造をみると、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナとロシアとのバイラテラルな貿易が多い。ロシアからみれば、CIS内貿易は実質的にこの3国との貿易であって、それ以外のCISからの輸入はわずかである（13%）。ただし、他のCIS諸国にとって、対ロシア貿易への依存度は極めて高い（60～90%）（蓮見、2003b, pp. 31-32）。

第4表 CES内貿易(2002年)

	ロシア		ベラルーシ		ウクライナ		カザフスタン	
	100万ドル	%	100万ドル	%	100万ドル	%	100万ドル	%
<b>輸出</b>								
ロシア			4,045	50.1	3,189	17.8	1,524	15.7
ベラルーシ	5,843	5.5			261	1.5	12	0.1
ウクライナ	5,853	5.5	272	3.4			292	3
カザフスタン	2,413	2.3	39	0.5	200	1.1		
CES	14,109	13.3	4,365	53.9	3,650	20.3	1,828	18.8
計	106,154	100	8,098	100	17,957	100	9,709	100
<b>輸入</b>								
ロシア			5,843	85.1	6,317	37.2	2,540	39.1
ベラルーシ	4,054	8.8			263	1.5	54	0.8
ウクライナ	3,226	7	291	3.2			216	3.3
カザフスタン	1,945	4.2	15	0.2	383	2.3		
CES	9,225	20	6,149	68.5	6,963	41	2,810	43.3
計	46,153	100.0	8,980	100.0	16,977	100.0	6,491	100.0
<b>貿易収支</b>								
ロシア			▲1,789		▲3,128		▲1,016	
ベラルーシ	1,789				▲2		▲42	
ウクライナ	2,627		▲19				76	
カザフスタン	468		24		▲183			
CES	4,884		▲1,784		▲3,313		▲982	
計	60,001		▲882		980		3,218	

(出所) Astrov, 2004, p. 10.

EU東方拡大を直前に控えた2003年、ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンの共通経済空間協定（CES）が打ち出されている。それは、次のような目標を持っている。①租税、競争、国家支援政策の分野における規制の調和によって、例外なき自由貿易圏を創設する、②技術標準や衛生基準等の統一、③マクロ経済政策の調和、④ヒト・モノ・サービス・資本の自由移動、⑤関税の統一を含むエネルギーインフラ、鉄道、通信の規制の統一（Astrov, 2004, p. 8）。

CES諸国間の経済関係をみると（第4表）、貿易相手としてのCESの重要

性は国によって大きく異なる。ロシアの輸出におけるCESのシェアは13%であるが、ベラルーシでは54%であり、しかも輸入では69%で、圧倒的にロシアとの関係が重要である。また、CESはウクライナ、カザフスタンの輸出の20%弱を占めるにすぎないが、輸入先としてのCESの重要性は、輸出先としてよりも高い。ウクライナ、カザフスタンの場合、輸入におけるCESのシェアは輸出のそれの倍以上で40%を越えている。ウクライナ、ベラルーシの場合、ロシアの「近い外国」政策によるエネルギー輸出の影響があり、両国はロシアに対して巨額の貿易赤字を抱えている。総じて、CESの進展は、経済的にはロシアに大きな影響をもたらすものではないが、輸入国にとっては、安価なエネルギーの輸入などを考えれば、少なくとも当初は利益があるだろう。

しかし、この枠組みが、実際に制度的な収斂を含めた経済統合を促進するかどうかについては、疑問が残る。これまで CIS 内においては、様々な経済統合の試みがあったにもかかわらず、総じて成果に乏しいからである。たとえば、1995年に打ち出されロシア、ベラルーシ、カザフスタンの関税同盟は、後にキルギスタン、タジキスタンが加わり、単一経済空間の創設を目的とするユーラシア経済共同体となつたが、依然として輸入関税の差が残っている。しかも、ウクライナは、これに参加していない (Astrov, 2004, pp. 9-10)。

しかし、CESは、CIS域内貿易の主要部分を構成しているとともに、EUにとっても重要な近隣諸国である。これは、EUとロシアの対立と協調が交錯する地域における協力として、EU・ロシア関係を占う上で重要な指標となる。もし、この協力枠組みが、ロシアの軍事力と石油による支配力によって規定されるものであり続けるとすれば、WNISはEUとロシアの狭間の貧困地帯に留まり、「ひとつのヨーロッパ」の展望は遠のくであろう。もし、CESの協力枠組みが、経済的相互利益に基づくとすれば、WNIS諸国は東西ヨーロッパ、さらにはヨーロッパとユーラシア大陸を繋ぐ豊かなゲートウェーとなるチャンスを得る。EUとロシアとの共通空間の形成が進めば、CESもその影響を受け CIS 全体としてユーロ・スタンダードが波及していく可能性もある<sup>12)</sup>。

以上のような問題の行方は、やはりロシアの対応にかかっている。欧洲近隣諸国政策や共通空間構想は、確かに EU 益とロシアの国益の対立を含む政治的

側面 (politics) をもつのであるが、もうひとつ見落としてはならない重要な側面をもつ。それは、こうした EU の対外政策が、紛争の平和的解決モデルとしての EU 統合の理念と諸制度を拡張することによって、EU 内外で安定と繁栄を共有しようとする長期的な政策 (policy) だという点である。当面の国益の確保を図りつつ、同時にこうした政策に協力していくことは、長期的に見てロシアの国益を損なうものではないのである。

## 5. 展望

「中心・周辺」の論理から「ネットワーク」の論理への視座の転換は、EU の深化、拡大、欧州近隣諸国政策を一体の地域統合の過程として理解することを可能にする。EU の東方拡大と並行して打ち出された欧州憲法条約と欧州近隣諸国政策は、EU 内外の多様性を把握するために EU の求心力を高め影響圏を拡大しようとする一体の戦略である。欧州近隣諸国政策は、EU の内部の安全保障ともリンクするワイダー・ヨーロッパと国連や米国との多元的な協力が不可欠な大中東の 2 つの次元を含んでいる。EU は、特にワイダー・ヨーロッパ諸国の事情に配慮した支援を媒介として徐々に条件を整えながら、EU が作り出した市場のための「地域的な国際公共財（巨大な単一市場、共通通貨ユーロ、経済発展の前提となる安全保障）」を提供することによって「自発的ヨーロッパ化」を促そうとしており、欧州近隣諸国政策は EURO 圏の拡大の展望とも重なっている。

同時に、それは、「地域のヨーロッパ」の形成過程でもある。EU レベルでの地域政策の登場と 1990 年代におけるその再編・強化は、「EU 一国家一地域」という関係の中で、地域主導の内発的開発の可能性を高め、単一市場は、国境を越えたメゾ・リージョンを競争に引き込んでいく。そこでは、ユーロ・リージョン、国家、メゾ・リージョンから構成される EU 内部の空間編成とワイダー・ヨーロッパと大中東から構成される EU 外部の空間編成が、併存し、時に重なり合いながらネットワークを拡大し、共通の価値観を育んでいくのである（蓮見、2005a, pp. 173-174）。

そして、次のような諸要因が、対立の要素をはらみながらも、分断のない「ひとつのヨーロッパ」の展望を切り開いていくと考えられる。

- ・ EU の地域・空間政策を含む EU 諸政策 (INTERREG, ESDP)
- ・ EU 内外地域を含むメゾ・リージョンの胎動
- ・ EU の地域・空間政策における欧州審議会の協力
- ・ 欧州近隣諸国政策という「価値の共有」を基礎としたソフト・セキュリティ戦略と近隣・パートナーシップという支援手段
- ・ 「民主主義の安全保障」を目指す欧州審議会
- ・ 欧州審議会が支援してきた下からの地域協力の動き (ユーロ・リージョン),
- ・ 欧州安全保障戦略というハード・セキュリティ戦略
- ・ 共通空間創設、エネルギー対話を含む EU とロシアの協力の進展
- ・ 広域の制度的収斂の下で、直接投資を媒介とする国境を超えた企業間ネットワークと生産連鎖の展開

こうした条件の下で、これまで3C- (congestions, criminality, closure) によって発展を阻まれてきたボーダー・リージョンは、3C+ (creativity, competence, connectivity) によって新たな地域連携を通じた内発的開発のチャンスを獲得するのであり、そこでは国境のもつ意味が根本的に変化する。

EU が地域統合である限りにおいて、EU 統合の深化と拡大は、国境破壊 (border breaking) の側面と同時に国境構築 (border making) の側面を持たざるを得ない。たとえば、テッサロニキ欧州理事会では、EU 域外との国境警備、移民対策、難民送還等について EU の共通メカニズムの構築と第三国との協力強化について合意がなされている。だが、ここで重要なのは、国境構築の側面が生じることそのものではなく、どのように国境を管理するかであり、組織犯罪や麻薬の流入を阻止しつつ、合法的な経済交流や人的交流を可能とする制度を近隣諸国との協力の下に構築することである。いいかえれば、EU 内外の安定と繁栄の共有を促進する安全で効率的な国境レジームを如何にして構築するかが最重要課題となる。そこでは、軍事的対立や国益の対立を暗黙の前提としたハード・セキュリティ的な思考から、安定と繁栄の共有によって地域

紛争の発生を未然に防ぐことを可能にするレジームの構築を目指したソフト・セキュリティ的な思考への転換が必要となっている。

たとえば、域内自由移動と国境管理に関するシェンゲン・アキは、アムステルダム条約によって加盟国の義務となっており、新加盟国はそれを遵守することを求められている。だが、それはシェンゲン・アキが新たな壁となることを意味するわけではない。カリーニングラード・パズルとよばれる問題は、深刻な軍事対立の要素を孕むイスラエル・パレスチナ問題やキプロス問題とは根本的に性格を異にしている。ロシアの「飛び地」、EUの「包領」となったカリーニングラード州における簡易通行証の導入(2002年)が示すのは、周辺諸国とロシア本国双方との経済交流なしに存立し得ないカリーニングラード州<sup>13)</sup>の存続のために、国境を超える物流を維持することを可能にする妥協が成立したという事実である。シェンゲン・アキの例外を認めないとEU側の原則的な立場、ソフト・セキュリティ問題へのEU側の懸念、ロシアの対カリーニングラード政策の混乱にもかかわらず、それは成立したのである。

もちろん、簡易通行証の導入は対処療法という要素をもっているが、重要なことは、地域紛争に至らず、合法的な物流を促進する条件を創出していくという方向性が打ち出された点である<sup>14)</sup>。これが、バルト海周辺諸国とロシア北西地域との協力というより広域の地域協力の中でカリーニングラードの経済発展を図り、ソフト・セキュリティ問題を解決していく端緒となることを看過すべきではない。

問題なのは、シェンゲン・アキや欧州近隣諸国政策を障壁としてのみ認識する主体のあり方である。こうした認識主体は、しばしば短期的な国益に目を奪われ、①シェンゲン・アキが市場統合の完成およびEU市民権の確立と不可分の政策であること、②欧州近隣諸国政策やロシアとの共通空間構想がEU統合の経験に習って「共通の利益」にもとづいて「価値の共有」を促進しようとする長期戦略であること、を見落してしまう。彼らにとって、欧州近隣諸国政策は、EUの周囲に緩衝地帯を設けようとする外交戦術あるいはロシアを牽制する手段にしかみえない。ウクライナの「オレンジ革命」や「近い外国」に対するモスクワの対応は、こうした認識主体が冷戦期の2極対立の思考を脱却で

きないことを端的に示す典型である。

EUとロシアのあいだにある WNIS, バルト海地域, 南コーカサス等に対するロシアの対応は, モスクワが霸権大国の幻想を捨て「地域のヨーロッパ」の一パートナーとしての役割を自覚するかどうかを示す指標である。廃れた2極対立的な思考を脱却することになしに, 分断のない「ひとつのヨーロッパ」に連なる「新しいヨーロッパ」について語ることはできないのである。

付記：本稿は、平成16-18年度科学研究費 B(1)「ノーザンディメンション－拡大 EU とスラブ圏の域際交流の拡大によるヨーロッパ経済空間の再編」（課題番号16330052），および平成17年度石橋湛山基金研究助成，平成17年度立正大学経済研究所研究助成による研究成果の一部である。

本稿は，①日本国際経済学会(2004年10月10日)の報告原稿「ヨーロッパ共通経済空間の可能性－EU 拡大後の欧洲秩序と Wider Europe」(未定稿)の一部, ②日本国際政治学会 (2004年10月16日) での報告原稿「欧洲近隣諸国政策とロシア」(未定稿)の一部を基礎としているが, 本稿執筆に当たり全体を再構成し, 大幅な加筆修正を行っている。本稿の 2(1), 2(2), 3(1), 4 については主に①を, 本稿 3(2)については主に②を基礎としている。なお, 本稿 2(3), 2(4)の基礎となった部分など, 筆者独自の拡大 EU 認識の説明に不可欠の部分については①②に共通している。本稿の付属資料は, ①②の際に参考として配布したものに加筆修正をえたものである。

### 注

- 1) 本稿における欧洲近隣諸国政策に関する記述は, 蓮見 (2005a) に基づいている。
- 2) ロシアと EU の4つの共通空間構想は, 「ひとつのヨーロッパ」を展望する上で重要な枠組みを示している。ただし, 現段階において, この協力関係は, 必ずしも順調に発展しているわけではない。これについては, 蓮見 (2005b) を参照。
- 3) 蓮見 (1999b, pp. 54-56) の「分権的財政システムの可能性」を参照。また特に注記のない場合, 以下の EU 財政に関わる一般的記述については Laffan

- (1997) を参照した。
- 4) TEN については、以下の文献を参照した。香川敏幸、黒木英聰、末広多親子 (2001), ファマン・ミヒヤエ (2004).
  - 5) バラッサの統合段階区分の問題点については、ペルクマンス (2004, pp. 11-15) を参照。
  - 6) たとえば、kivikari, Antola (2004) の『バルト海—ヨーロッパの第3の成長軸』(Baltic Sea Regions — A Dynamic Third of Europe) は、当該地域を第3の成長拠点とするという意図を端的に示している。なお、ノーザンディメンションについては、蓮見 (2005b) を参照。
  - 7) しかし、将来の加盟を前提とする支援 PHARE とそれ以外の旧共産圏に対する TACIS とを一旦分離しながら、前者を強化するという政策がとられたため、TACIS-CBC は実効性に乏しかった (Jorgensen, 2002).
  - 8) これに関連して、遠藤 (2004, p. 18-19) は、米国がヨーロッパの内部要因であることを指摘している。また、Held (2004, p. 167) は、次のように述べている (邦訳 p. 218)。「……国家を超えたガヴァナンスの歴史的実験の本拠地として、ヨーロッパは超国家型ガヴァナンスの制度的構想を練るという点で豊かな経験を蓄積している。……それは、新自由主義ないし単独主義に傾くものではなくて、もっと説明責任の高い、規則拘束型のグローバル・ガヴァナンスを追求しようとするものである。だからといって、EU は、超国民的で国際的な諸勢力を結集することで、反アメリカ連合の先頭に立つべきであるといっているのではない。むしろ、アメリカの国内政治の複雑さを、また、現在の新保守主義者が主張するような世界秩序とは別の秩序を目指している改革的な社会的・政治的・経済的諸勢力が存在していることを認識することが極めて重要である」。
  - 9) 欧州審議会加盟国 (加盟年)。フランス、イタリア、英国、ベルギー、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、アイルランド、ルクセンブルク (以上原加盟国)、ギリシャ、トルコ (1949)、アイスランド (1950)、ドイツ (1951)、オーストリア (1956)、キプロス (1961)、スイス (1963)、マルタ (1965)、ポルトガル (1976)、スペイン (1977)、リヒテンシュタイン (1978)、サンマリノ (1988)、フィンランド (1989)、ハンガリー (1990)、ポーランド (1991)、ブルガリア (1992)、エストニア、リトアニア、スロベニア、チェコ、

スロバキア、ルーマニア（1993）、アンドラ（1994）、ラトビア、モルドバ、アルバニア、ウクライナ、マケドニア（1995）、ロシア、クロアチア（1996）、グルジア（1999）、アルメニア、アゼルバイジャン（2001）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（2002）、セルビア・モンテネグロ（2003）。加盟申請国モナコ（98年10月申請）、議員会議特別参加資格（Special Guest Status）：ベラルーシ（現在資格を一時停止）の議会が右資格を有している（外務省ホームページより）。以上のうち、下線部は、欧洲近隣諸国政策対象国（ただし、ベラルーシは条件付き、ロシアとはバイラテラルな関係を重視）。欧洲近隣諸国政策対象国で欧洲審議会加盟国でないのは、アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、シリア、チュニジア、パレスチナ自治政府。

- 10) カリーニングラード問題解決の展望については蓮見（2004b, pp. 138-141）、ウクライナについては蓮見（2005a, pp. 167-169）を参照。
- 11) たとえば、2003年上半年にロシアから CIS 諸国へ輸出された原油価格は1バレル当たり16.8ドルであるが、それ以外の国々向けの原油価格は24.5ドルであった。天然ガスの価格差はさらに大きいが、これは部分的にバーター取引の影響であり、ウクライナは通行料として天然ガスを得ている（Astrov, 2004, p. 9）。しかし、WTO 加盟によって、こうした特恵的な価格やバーター取引を維持することは早晚困難となる。
- 12) 2005年8月27日、共通経済空間創設の具体的作業を開始することで合意が成立した。EU 加盟を最優先するとしてきたウクライナも段階的に参加することで基本合意した（『日本経済新聞』2005.8.28）。
- 13) こうしたカリーニングラード州の域外経済関係の特徴と問題点については、蓮見（2004a, pp. 18-20）を参照。
- 14) カリーニングラードにおける国境通過問題については、蓮見（2003a, pp. 67-73）を参照。

## 参考文献

- 遠藤乾 (2004) 「拡大ヨーロッパの政治的ダイナミズム—『EU－NATO－CE体制』の終焉」『国際問題』No. 537.
- 岡部明子(2003)『サステイナブルシティ－EUの地域・環境戦略』学芸出版社.
- 香川敏幸, 黒木英聰, 末広多親子 (2001) 「欧洲横断ネットワーク構築と欧洲経済空間の形成」広島大学地域経済システム研究センター『紀要』第12号.
- 小島健 (1996) 「ヨーロッパ統合と企業発展」渡辺尚, 作道潤編『現代ヨーロッパ経営史』有斐閣.
- 庄司克宏(1996)「欧洲審議会の拡大とその意義—ロシア加盟を中心に—」『国際法外交雑誌』第95巻第4号.
- ジェフリー・ジョーンズ(1998)桑原他訳『国際ビジネスの進化』有斐閣.
- 田中素香(2004)「EU通貨統合と広域国民経済の形成」村本孜編著『グローバリゼーションと地域経済統合』蒼天社出版.
- 辻悟一 (2003)『EUの地域政策』世界思想社.
- 蓮見雄 (1999a) 「EUの東方拡大と財政問題(1)」『ロシア東欧貿易調査月報』11月号.
- (1999b) 「EUの東方拡大と財政問題(2)」『ロシア東欧貿易調査月報』12月号.
- (2001) 「ニース条約とEUの東方拡大(1)」『ロシア東欧経済速報』第1181号.
- (2003a) 「ヨーロッパ共通経済空間とカリーニングラード」『経済学季報』第52巻第3・4号.
- (2003b) 「EUの東方拡大とロシア—ヨーロッパ共通経済空間の可能性」『ロシア東欧貿易調査月報』第48巻7号.
- (2004a) 「EUの東方拡大とカリーニングラード」『比較経済体制学会年報』第41巻第1号. <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jaces/hasemi.pdf>
- (2004b) 「拡大EUの中のロシア—カリーニングラード問題」日本EU学会年報第24号『EUの東方拡大』.
- (2005a) 「欧洲近隣諸国政策とは何か」『慶應法学』第2号.
- (2005b) 「ヨーロッパの中のロシア—地域協力の視点から」『比較経済体制

研究』第12号。

ファマン・ミヒヤエル (2004) 「EU の横断運輸ネットワークとガリレオ計画」  
三井物産戦略研究所『The World Compass』。

ペルクマンス (2004) 田中素香訳『EU 経済統合 一深化と拡大の総合分析』文  
真堂。

渡辺尚 (2002) 「エウレギオと EU 国境地域政策」日本 EU 学会年報第22号『ニ  
ース条約と欧州統合の新展開』

Ansell, C., Gonzales, V., O'Dwyer, C. (2001) "The Variable Geometry of  
European Regional Economic Development", -in S, Weber ed., *Globalization  
and the European Political Economy*, Columbia University Press.

Astrov, V. (2004) "The Common European Space agreement: origins and  
prospects", wiiw, *Monthly Report* 1/04.

Cappellin, R. (1995) "Regional Development, Federalism and Interregional  
Co-operation", -in H. Eskelinen, F, Snickars, *Competitive European Peripheries*,  
Springer.

Cronberg, T. (2003), "Euregio Karelia: In Search of a Relevant Space for  
Action", *The NEBI Yearbook 2003*, Springer.

EC (2001) A Guide to bringing INTERREG and TACIS funding together.

EC (2003) A Secure Europe in a Better World, European Security Strategy,  
11-12 December 2003.

EC (2004) European Neighbourhood Policy Strategy Paper, Communication  
from the Commission, Brussels, 12/05/0.

ECE (2003) UN Economic Commission Europe, *Economic Survey of Europe*,  
No. 1.

ECMT (2003) European Conference of Ministers of Transport, Transport  
Infrastructure Development for a Wider Europe Seminar, Paris, 27-28 November 2003.

Emerson, M. (2004) *The Wider Europe Matrix*, Centre for European Policy  
Studies.

ESDP (1999) European Spatial Development Perspective.

Eskelinan, H., Snickars, F. (1995) "Competitive European Peripheries? An Introduction", in H. Eskelinan, F, Snickars, *Competitive European Peripheries*, Springer.

Gregory, M., Weiserbs, D. (1998) "Changing Objectives in National Policy Making," -in James Forder and Anand Menon (eds.), *The European Union and National Macroeconomic Policy*, Routledge.

Gligorov, V., Poschl, J., Richter, S. (2004) "As East You go, the More They Grow: Transition Economies in a New Setting", *wiiw Research Reports*, special issue on the transition economies 308.

Held, D. (2004) *Global Covenant—The Social Democratic Alternative to the Washington Consensus*, polity. (中谷義和, 柳原克行訳『グローバル社会民主政の展望』日本経済評論社, 2005年)

Jorgensen, B. (2002) "Cross-border Co-operation and EU Enlargement", *The NEBI Yearbook 2001-2002*, Springer.

Kivikari, U, Antola, E. (2004) *Baltic Sea Region -A Dynamic Third of Europe*, City of Turku.

Laffan, B. (1997) *The Finances of the European Union*, ST. MARTIN's PRESS, INC.

Landesmann, M., Rosati, D. (2004) *Shaping the New Europe -Economic Policy Challenges of European Union Enlargement*, Palgrave.

Nijkamp, P. (1995) "The European Network Economy: Opportunities and Impediments", in H. Eskelinan, F, Snickars, *Competitive European Peripheries*, Springer.

Smith, N. (1995) "Remaking Scale: Competition and Cooperation in Prenational and Postnational Europe, -in H. Eskelinan, F, Snickars, *Competitive European Peripheries*, Springer.

Эдер, Л(2004) "Европа и Нефть России", *Современная Европа*, No. 2.

付属資料 EUの深化・拡大と地域・空間政策の展開（ひとつのヨーロッパ=地域ネットワークのヨーロッパ）に向けて

「ひとつのヨーロッパ」とボーダー・リージョンの新たな役割

205

年	世界経済(金融)	EU統合の深化	EU加盟国経済	EU地域・空間政策関連	EU拡大	中東欧・CIS経済
1960,70年代	ニクソンショック (1971)、変動相場制下におけるユーロ・ドル市場の発展、東アジアの輸出主導型経済発展	共同市場に基づく域内の経済的相互依存の深化 ↓ 水平貿易の拡大に伴う経済構造の近似化 ↓ 為替相場安定化の必要性化の必要性化	「国民経済」と歐米資本の相互浸透 ↓ 経済停滞とナショナルチャーンピオン政策(産業構造転換の失敗)	ECSC下の再転換措置、EIB(欧洲開発銀行設置(イタリアの格差問題)、EFS(欧洲社会基金)EAGGF(欧洲農業指導保証基金)、EC設立時に地域政策統局(1967)。しかし、再分配問題は、各国の責任。	ERDF(欧洲地域開発基金)(1975、イギリスの衰退産業地域、アイルランドの低開發)、ERDF改訂(1979、非割当部門新設)	イギリス、デンマーク、アイルランド(1973) 経済停滞(産業失敗)
1980年代	メキシコ債務危機 プラザ合意(1985、先進諸国間協調によるドル本位制の維持への転換点)	EMS(1979) サプライサイド主導の経済再編のための単一市場形成の必要性 ↓ ドイツ連銀の金融規律への信頼、通貨協力の政策的蓄積と経験の近似化、マルクの為替媒介通貨化	マクロ経済政策の有効性低下 ↓ ERDF改訂(1984、調整重視、プロジェクト援助の削減廃止による共同体権限の強化、総合開発事業(共同体・国家・地方の協力)、内発的開発重視。	ERDF改訂(1984、調整重視、プロジェクト援助の削減廃止による共同体権限の強化、総合開発事業(共同体・国家・地方の協力)、内発的開発重視。 ↓ 单一歐州議定書「社会・経済的結束」を条文に追加(1987) ドロール・パックージIと構造基金改革(1988、財源にGNPベースの拠出金を追加、構造基金を倍増。集中、プログラムング、パートナーシップ、追加性、整合性の5原則)	ギリシャ、スペイン、ポルトガル(1981)、スペイン(1986) ノルバチヨフ 政策成立 (1985、市場経済移行への転換点)	INTERREG I (1990) 東欧革命 (1989~)

一部新興經濟諸国の資本供給国化、直接投資を媒介とする域内貿易の展開(アジア、EU)	マーストリヒト条約による社会・経済的結束の強化、補完性原則の設置(市場統合による地域委員会の喪失、財政裁量の制限への対応)、欧洲横断ネットワーク(TEN)CBSS(環バルト諸国評議会)設置(1992)、ヒルケネス宣言(1993)北極圏地域協力	マーストリヒト条約による社会・経済的結束の強化、補完性原則の設置(市場統合による地域委員会の喪失、財政裁量の制限への対応)、欧洲横断ネットワーク(TEN)CBSS(環バルト諸国評議会)設置(1992)、ヒルケネス宣言(1993)北極圏地域協力	東西ドイツ統一(1990)、欧洲協定(1991~)	ソ連崩壊(1991)
		ドロール・パッケージIIと構造基金改革(1993、事前評価・監視・事後評価の強化、結束基金の導入、目的6の追加)	コペンハーゲン基準(1993)	市場移行下では再編あるいは形成途上のフレーム「国民経済」
1990年代	地域経済統合の模索 EMS危機(1992) ヨーロッパの金融政策+成長協定の枠内での国民主義の自立性を認めた分権的な財政システム+資本移動自由空間の拡大と地域格差に対する新たな地域的枠組みによる新しい調整様式の必要性	ヨーロッパの金融政策+成長協定の枠内での国民主義の自立性を認めめた分権的な財政システム+資本移動自由空間の拡大と地域格差に対する新たな地域的枠組みによる新しい調整様式の必要性	PHAREとTACISを分離(1994)	加盟準備のためのPHAREとTACISを分離(1994)
		ヨーロッパ2000+(1994)、汎欧洲交通回廊・圈構想(1994)、INTERREG II(1993)、PHARE-CBC(1994)、TACIS-CBC(1996)、CREDO(1996、中東歐・中東欧-CIS間)、INTERREG II C(1996)、バルセロナ・プロセス(1995)	オーストリア、フィンランド、スウェーデン(1995)	EU加盟予定国とCISとの格差拡大
アジア金融危機(1997)、ロシア金融危機(1998)とその波及	アジア金融危機(1997)、ロシア金融危機(1998)とその波及	アジアンダ2000(1997年、GDP0.46%の予算内での加盟前援助予算を検出すために構造基金を3目的に集約、共同体イニシアチブの合理化)	EUの市場、資本への依存度の上昇、アキ・コミュノテールの受け入れ促進、実質的ユーロペック(加盟候補国)	EUの市場、資本への依存度の上昇、アキ・コミュノテールの受け入れ促進、実質的ユーロペック(加盟候補国)
		汎欧洲交通回廊・圈構想改定(1997)、フィンランドによるノーナ・ディメンションの提案(1997)、「EUの諸政策のためのノーサンティメーション」(1998)	ロシアとPCA協定(1997)、対EU関係強化(CIS)	ロシアとPCA協定(1997)、対EU関係強化(CIS)
ユーロ導入開始(1999)	ユーロ導入開始(1999)	アジアンダ2000承認、加盟前支援の分権的域内政策への接合(PAHRE=制度構築、SAPARD=農業、ISPA=環境・運輸)、TACISとINTERREGの接合(1999年)	EUの対ロシア共通戦略(1999)	EUの対ロシア共通戦略(1999)
		ユーロ導入開始(1999)	ヨーロッパ空間開發構想(ESDP、1999)	ヨーロッパ空間開發構想(ESDP、1999)

ユーロ流通開始 (2002)	ニース条約、「EUの将来に関するラーケン宣言」(2001、拡大のための機構改革、ポスト拡大の展望、先行統合)	歐州憲法条約草案にもとづく 政府間協議に合意(2003、テツサロニキ歐洲理事会)	EUとロシアの「4つの共通空間(経済、自由・安全・司法、対外的安全保障、研究・教育)」2003年5月サンクトペテルブルグで合意、2003年11月ローマで共同宣言)	ガリレオ計画始動(2002)、汎歐洲交通回廊・圏構想のWider Europeへの拡大の検討開始(2003)、GPS・ガリレオ共用に関する欧米合意(2004)
2000年代	地域バイアスを持ちな がらも、資金調達通 貨、投資通貨、貿易決 定としてのユーロ の重要性上昇(地域的 国際通貨)	ポスト「国民経済」からなるEUへのブレ「国民経済」の統合=10か国加盟(2004)	EUの対ロシア政策コミュニケ (2004)	ユーロ域十ユーロ圏=補完性原理を組み込んだ歐州憲法条約?と歐州近隣諸国政策=地域ネットワークのヨーロッパへのロシア・ CIS、(中東?)
	INTRREG III (2000)、CARDIS(2000、西バルカンとの間)、ノーザンティメンション(2000) シアクションプラン(2000)	ロシアとのヨーロッパ共通経済空間に関する協議開始、EUコミュニケーション 「EUとカリニン格ラード」(2001)	ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンのCES協定(2003)	→ エネルギー貿易のユーロ決済化?
	中東政10か国加盟決定とWider Europe構想(2002、コペンハーゲン歐洲理事会)、歐州近隣諸国政策に関するコミュニケーション(2003)	10か国の加盟条約調印(2003、アテネにて)と歐州近隣諸国政策(2003、テツサロニキ歐洲理事会)		EUをコーディネーターとする地域的グローバルガバナンスの形成とユーロの国際通貨化?

(出所) 筆者作成。